

【 利用者負担額（保育料）について 】

◎ 3歳児～5歳児クラスは保育料無償です。

○保育料の算定について

保育料は、以下の内容で算定しています。

- ①「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分に保育料を設定
- ②「市民税の税額控除前所得割額（調整控除除く）」で算定
- ③毎年9月に保育料の切替えを行う

令和8年												令和9年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
令和7年度の市民税額に基づく保育料 (令和6年1月～12月の収入等で決定)												令和8年度の市民税額に基づく保育料 (令和7年1月～12月の収入等で決定)			

○同居している祖父母の市民税所得割額について

保育料は原則として父母の市民税所得割額を算定の基礎としますが、同居している祖父母があり、父母にほとんど収入がない場合は同居している祖父母等（世帯の生計維持者）の市民税所得割額を合算して保育料が算定されます。

○第2子以降の保育料無償化について

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部）に入所しているか又は児童サービスを利用している場合、第2子以降の保育料は無料となります（※大村市独自の制度のため、内容が変更される場合があります。）。

○保育料の納付先について

保育園 放虎原こども園	市へ納付していただきます。 納付方法は、初月は納付書を発行しますが、原則として口座振替でお願いします。
認定こども園 小規模保育園	ご利用の園へ納付していただきます。 納付方法等は園へお尋ねください。

○保育料の口座振替について

〈方法①〉ご自宅のスマートフォンやパソコンから手続（こうふりネット）

〈方法②〉キャッシュカードを持参の上、こどもセンター窓口で手続

振替可能な金融機関：十八親和銀行 ゆうちょ銀行 長崎県央農業協同組合

〈方法③〉通帳、お届けの印鑑、口座振替依頼書を持参のうえ、口座がある金融機関の窓口で手続

振替可能な金融機関：十八親和銀行 長崎銀行 長崎県央農業協同組合 九州労働金庫

九州ひぜん信用金庫 たちばな信用金庫 西海みづき信用組合 ゆうちょ銀行



「こうふりネット」
QRコード

認定こども園、小規模保育園に通われている方は、直接園にご相談ください。

○保育料の納期限について

保育料は、毎月の月末（月末が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日）が納期限となります。

保育料の未納が続くと、財産調査・差押えなどの強制処分に着手する場合もあります。納付が困難な場合は、未納のままにせず、お早めに大村市こどもセンター（こども支援課）にご連絡ください。

○保育料について

次のいずれかに該当する場合は、保育料が変更になる可能性がありますので、大村市こどもセンター（こども支援課）にご連絡ください。

- ・同居のご家族が障害者手帳をお持ちの方
- ・税の修正申告等により税額に変更があった方
- ・入所するお子さんの兄弟姉妹が進学等の理由により別居をしている方

〔給食費について〕

1号認定と、2号認定の3歳児以上の子どもは、主食費（お米代等）と副食費（おかず代等）を園にお支払いいただき
ます（※副食費については一部の階層の方は免除されます。詳しくは大村市保育料基準額表をご参照ください。）
金額とお支払い方法については、園にお問い合わせください。

